

第**55**回 定時株主総会

招集ご通知

日時

2022年6月29日（水曜日）

開会 午前**10**時
(受付開始 午前9時)

場所

東京都中央区京橋二丁目4番15号
オービックビル
当社東京本社 地下1階大ホール

株式会社 **オービック**

(証券コード 4684)

激動の世界情勢の中、「お客様第一主義」を貫き お客様の経営効果を最大限高める進化と成長を続けます

株主の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。平素より格別のご支援を賜り、心より御礼申し上げます。当社の第55期(2021年4月1日～2022年3月31日)の事業概要および実績をご報告するにあたり、ひと言ご挨拶申し上げます。

昨年は新型コロナウイルス禍が続き、今年2月にはロシアによるウクライナ侵攻が始まるなど世界情勢に激震が走り、物価が高騰する気配を見せる中、当社は主力の統合業務ソフトウェア「OBIC7クラウドサービス」の導入を一段と積極的に推進してまいりました。その結果、売上高・営業利益・経常利益・純利益いずれも過去最高、特に営業利益は28期連続で増益となりました。これもひとえに皆様の末永く変わらぬご支援の賜物と深く感謝申し上げます。

当社は創業以来、自社開発・直接販売を貫き、システムの導入コンサルティングから構築、運用・保守まで、すべての業務を自社一貫でご提供する「ワンストップ・ソリューション・サービス」を継続し、業務を標準化することで導入期間を大幅に短縮し、早期安定稼働を実現してまいりました。また、社内のテレワーク環境の整備など、コロナ禍の新常態に対応した営業・開発体制を構築し、経営効果を最大限に引き出す「お客様第一主義」で、社員一人ひとりがお客様満足度の向上に全力を挙げて取り組んでおります。

当社クラウドセンターでお客様のシステム環境を構築し、セキュアなインターネット回線を通じて安心かつ安全にご利用できる「OBIC7クラウドサービス」が保守やセキュリティ、業務効率向上の観点から高い評価をいただき、新規導入案件の大半を占めるなど、幅広い業種・業界でご利用いただいております。おかげ様で主力の「OBIC7シリーズ」は国内のERP主要ベンダーにおけるERP累計導入社数シェアで19年連続No.1、中堅・大手企業市場では売上高シェアが約3割と1位の栄誉に輝きました。

主力拠点に開設したオービッククラウドアカデミーもフルに活用し、一方でオンラインでの営業も強化しております。今後も不透明な情勢の中でもお客様の経営効果を最大限高めるため、お客様を全面的にサポートし、進化と成長を続けます。どうか一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。



代表取締役会長／CEO

野田 順弘



代表取締役社長／COO

橋 昇一

ワンストップ・ソリューション・サービス

1社ですべてサポート

自社開発・直接販売 運用・保守も

創業以来、会計や販売を核にあらゆる業種業務に対応し、経営効果を最大限引き出す基幹情報システムを、コンサルティングから企画、構築、導入、運用、保守まですべて自社開発・直接販売・自社サポートに徹して提供しています。さらに業種業務を知り尽くした自社社員がすべての作業を手がけ、営業とシステムエンジニアが一体となってお客様を完全サポートするのが、オービック独自のビジネスモデル「ワンストップ・ソリューション・サービス」です。スピードと高品質、高度なセキュリティ、使いやすさ、すべてにご満足いただけるお客様第一主義の基本戦略です。



主力製品／統合業務ソフトウェア「OBIC7シリーズ」

情報システムで

企業経営を強くする



※2002年～2020年 ERP主要ベンダー（ライセンス売上高シェアトップ10）における累計導入社数
（株）矢野経済研究所調べ
2021年8月現在 本調査結果は定性的な調査・分析手法による推計



株主各位

東京都中央区京橋二丁目4番15号

株式会社 **オービック**

代表取締役社長 **橘 昇一**

第55回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第55回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、本株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から下記の感染防止策を実施したうえで、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から、極力、書面またはインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場につきましては慎重なご判断をお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年6月28日（火曜日）午後5時30分までに到着するよう、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえご送付いただくか、当社の指定する議決権行使サイト(<https://evote.tr.mufg.jp/>)より議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

COVID-19（新型コロナウイルス）に関する対応方針

- 株主総会にご出席される株主様におかれましては、株主総会開催日時点の流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染予防及び拡散防止策にご配慮いただきますようお願い申し上げます。
- 本総会につきましては、感染防止対策を講じたうえでの開催となり、多数のご来場がある場合、ご入場をお断りする場合がございますので、予めご了承ください。

記

1 日 時	2022年6月29日（水曜日）午前10時
2 場 所	東京都中央区京橋二丁目4番15号 オービックビル 当社東京本社 地下1階大ホール (末尾の「第55回定時株主総会 会場ご案内図」をご参照ください。)
3 目的事項	<p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 第55期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 第55期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件 <p>決議事項</p> <p>第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役6名選任の件 第4号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬制度導入の件 第5号議案 創業者特別功労金贈呈の件</p>
4 招集にあたっての決定事項	<p>(1)書面およびインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取り扱い 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。</p> <p>(2)インターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取り扱い インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。またパソコン、スマートフォンで重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。</p> <p>(3)代理人のご出席による議決権行使について 当日ご出席願えない場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただくことができます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。</p> <p>(4)インターネットによる開示 当社は、法令および定款第16条の規定に基づき、提供書面のうち次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス https://www.obic.co.jp）に掲載しておりますので、本招集通知の提供書面には記載していません。なお、本招集通知の提供書面のうち連結および単体の計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際し、それぞれ監査をした対象の一部です。 ・連結計算書類の連結注記表および計算書類の個別注記表</p>

以上

※当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 ※なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合、または株主総会の運営に大きな変更が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.obic.co.jp>）に掲載させていただきます。

当社ウェブサイト (<https://www.obic.co.jp>)



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2022年6月29日(水曜日)
午前10時(受付開始:午前9時)



書面(郵送)で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2022年6月28日(火曜日)
午後5時30分到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2022年6月28日(火曜日)
午後5時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書

〇〇〇〇〇〇〇 御中
株主総会日 議決権の数 XX 票

XXXXXXXXXX月XX日

1. _____
2. _____

ご記入欄

←デザイン用QRコード
見本
XXXXXXXX-XXXX-XXX
XXXXXXXX

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、2、4、5号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書はイメージです。

※郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。

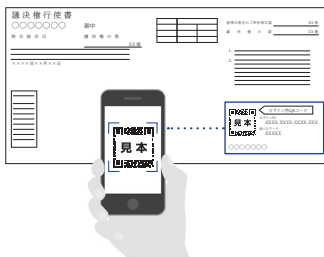
※インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコンとスマートフォンで重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネット等による議決権行使のご案内

スマートフォン等で QRコードを読み取る方法

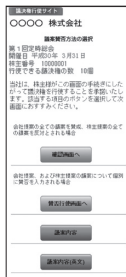
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 お手持ちのスマートフォン等にて、議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

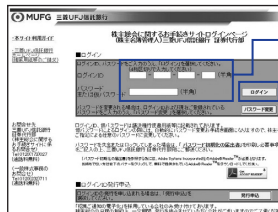
再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

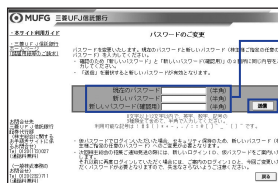
ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力クリックしてください。



- 3 新しいパスワードを登録する。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料／受付時間 9:00~21:00)

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人を含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された合弁会社（株式会社ICJ）が運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における議決権電子行使の方法として、インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

(提供書面)

事業報告 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けるなかで、持ち直しの動きが続いているものの、依然として厳しい状況にあります。

当情報サービス業界においては、企業のデジタル変革（DX）への取り組みなどを背景に、企業の生産性向上や業務効率化を目的としたシステムの更新投資需要は引き続き高い状態にあるものの、先行き不透明な景況感の中で投資判断には慎重さが見られました。企業のニーズは「効率的でコストパフォーマンスの高い情報システム」にあり、さらなる顧客目線でのシステム提案が求められております。

当社は、このような状況の中、自社開発・直接販売にこだわり続け、顧客企業の経営効果を実現するため、製販一体体制のもと顧客満足度を高めるべく努めてまいりました。当社の主力である統合業務ソフトウェア「OBIC7シリーズ」は、会計を中心に統合的に情報を管理するERPシステムとして、製造・流通・サービス・金融等、様々な業種・業界の大手・中堅企業からシステム構築の引き合いが強まりました。システムの早期稼働につながりやすく、グループ全体の最適化やビジネス環境の変化にもスピーディに対応できるクラウドサービスのニーズにも、自社運営のクラウドセンターで提供し対応しております。また、クラウド関連施設の設備増強やセキュリティ・サービス強化、従業員のテレワーク環境整備など、安定的な事業継続や当社の持続的成長につながる先行投資も継続して進めてまいりました。

この結果、当連結会計年度の連結業績は、売上高894億76百万円(前期比 -)、営業利益541億35百万円(同12.6%増)、経常利益は601億74百万円(同14.4%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は435億円(同14.5%増)となりました。

なお、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、2022年3月期の売上高は28億79百万円減少しております。また、前連結会計年度において当該会計基準等を適用したと仮定して算定した売上高の前期比は10.1%増となります。詳細については、「連結計算書類 連結注記表 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等(会計方針の変更に関する注記)」をご参照ください。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、先行きは依然として不透明な状況が続くものと見込

まれますが、今後も当社は、顧客第一主義のもと、よりコストパフォーマンスの高いシステム提案ビジネスに注力し業績の向上に努めてまいり所存であります。

セグメントの業績は次のとおりであります。

(A) システムインテグレーション事業

主力の統合業務ソフトウェア「OB I C 7シリーズ」は、統合的に情報を管理するERPシステムとして、様々な業界・業種の企業に求められました。主な傾向として、当社クラウドソリューションの採用増加に伴い、サーバー機器等のハードウェア仕入販売の売上が減少したものの、付加価値の高い「OB I C 7シリーズ」のシステム構築売上については、大手・中堅企業への新規顧客開拓が進み、堅調に推移しております。

この結果、外部顧客に対する売上高は402億38百万円（前期比5.7%増）、営業利益は225億59百万円（同7.4%増）となりました。

(B) システムサポート事業

主力のクラウドソリューションを中心に、ソフトウェア及びハードウェアの「運用支援・保守サービス等」が好調に推移いたしました。

この結果、外部顧客に対する売上高は423億74百万円（前期比15.7%増）、営業利益は298億32百万円（同16.6%増）となりました。

(C) オフィスオートメーション事業

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、中小企業を中心に印刷サプライやオフィス家具等の販売がやや減少したものの、主力の業務用パッケージソフトの販売については堅調に推移いたしました。

この結果、外部顧客に対する売上高は68億63百万円（前期比 - ）、営業利益は17億43百万円（同17.5%増）となりました。

なお、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当連結会計年度の期首から適用しており、2022年3月期の外部顧客に対する売上高は28億79百万円減少しております。また、前連結会計年度において当該会計基準等を適用したと仮定して算定した外部顧客に対する売上高の前期比は4.7%増となります。詳細については、「連結計算書類 連結注記表 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等（会計方針の変更に関する注記）」をご参照ください。

(販売実績)

種 類 別	売上高(百万円)	構 成 比 (%)	前 期 比 (%)
システムインテグレーション事業	40,238	45.0	105.7
システムサポート事業	42,374	47.4	115.7
オフィスオートメーション事業	6,863	7.6	104.7
合 計	89,476	100.0	110.1

(注) 上記前期比は、前連結会計年度において「収益認識に関する会計基準」等を適用したと仮定して算定した前期比となります。

(2) **設備投資等の状況**

当期中において実施いたしました設備投資の総額は23億13百万円であります。

(3) **資金調達の状況**

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は中長期的に安定した企業の発展を考え、そのためには利益を意識した経営が重要であると考えております。自己資本利益率10%以上を一つの目標とし、それを維持・継続できるよう努めております。

自社開発製品を直接販売で提供する体制を重要とし、市場ニーズに直結したソリューションを首尾一貫して切れ目無くお届けできる基盤を整えております。

そのため、より多くのお客様への接点を増やし、継続した積極的な機構改革を推進し、営業力強化と生産性向上に努めてまいります。

「ワンストップソリューションサービス」これは中長期的に見た当社の重要なキーワードであります。導入コンサルティングから、システム構築、運用、情報提供まで当社グループ一貫体制でトータルに「企業の情報システム構築と運用」をサポートしてまいります。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、当情報サービス業界および当社の経営環境においても、先行きは依然として不透明な状況が続くものと見込まれます。しかしながら、当社は、顧客企業の経営管理や決算業務に関わる統合基幹業務システムの提供及びサポートを行っており、安定的に事業を継続する社会的責任を果たすべく、従業員のテレワーク環境整備や、当社クラウドセンターの拠点二重化をはじめとしたBCP対策などに努めております。

今年度も、継続したイノベーションを重視して顧客満足度の向上に取り組む中で、以下の項目を重要課題として重視してまいります。

I 製販一体体制の推進

II カスタマイズ性の高い「OBIC7シリーズ」によって、生産性の向上に取り組む。

III 人材の育成と活性化に注力する。

「経営資源を選択・集中し継続する」ことこそが経営にとって重要であると認識しており、今後ともグループ企業各社はその特徴を生かしつつ独立した企業としてグループ内での役割分担を明確にし、「グループの発展」のため経営努力をしております。

株主の皆様には、今後ともより一層のご支援ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 直前3事業年度の財産および損益の状況

① 企業集団の財産および損益の推移

(単位：百万円)

区 分	第52期 2019年3月	第53期 2020年3月	第54期 2021年3月	第55期 (当連結会計年度) 2022年3月
売上高	74,163	80,488	83,862	89,476
経常利益	41,927	46,012	52,600	60,174
親会社株主に帰属 する当期純利益	32,223	35,096	38,001	43,500
1株当たり当期純利益	362.26円	394.56円	427.22円	489.96円
総資産	244,909	264,596	298,257	323,927
純資産	218,476	238,392	266,025	293,567
1株当たり純資産額	2,456.16円	2,680.06円	2,990.72円	3,310.49円

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。
3. 当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」等を適用したことで第55期の売上高は28億79百万円減少しております。

② 当社の財産および損益の推移

(単位：百万円)

区 分	第52期 2019年3月	第53期 2020年3月	第54期 2021年3月	第55期 (当事業年度) 2022年3月
売上高	65,068	70,811	74,720	82,616
経常利益	37,934	42,275	49,146	56,097
当期純利益	28,700	31,854	35,005	40,138
1株当たり当期純利益	322.65円	358.11円	393.54円	452.10円
総資産	197,473	215,058	244,189	266,077
純資産	174,733	192,229	215,575	239,240
1株当たり純資産額	1,964.39円	2,161.08円	2,423.55円	2,697.85円

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。

(6) 重要な子会社の状況

会社名	本店所在地	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社オービックオフィスオートメーション	東京	百万円 320	% 100.00	OA機器の販売

(7) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

当社グループは、株式会社オービック（当社）および連結子会社1社ならびに持分法適用会社2社等により構成されており、事業は主に企業情報システムのシステムインテグレーション事業、システムサポート事業、オフィスオートメーション事業、および業務用パッケージソフト事業を行っております。株式会社新潟オービックシステムエンジニアリングは、株式売却により持分法適用の範囲から除外しております。

事業セグメントごとの事業内容は、次のとおりであります。

なお、業務用パッケージソフト事業については、持分法適用会社で行っているため、事業のセグメントには含まれておりません。

システムインテグレーション事業

お客様のシステム分析とコンサルテーションによって、ハードウェアの選定やシステム設計に基づくソフトウェアの開発・販売および導入前後における顧客教育等の総合的な事業を実施しています。

システムサポート事業

主力のクラウドソリューションを中心に、ソフトウェア及びハードウェアの運用支援・保守サービス等の事業を実施しています。

オフィスオートメーション事業

パソコン、通信機器等のシステム周辺機器およびコンピュータサプライ用品ならびにオフィス家具の販売事業を実施しています。

(8) **主要な事業所** (2022年3月31日現在)

株式会社オービック

- ・東京本社 (東京都中央区)、大阪本社 (大阪市中央区)
- ・北関東支店、横浜支店、名古屋支店、京都支店、福岡支店
- ・松本営業所

(連結子会社)

株式会社オービックオフィスオートメーション

- ・東京本社 (東京都中央区)、大阪本社 (大阪市中央区)
- ・名古屋支店、横浜支店

(持分法適用会社)

株式会社オービックビジネスコンサルタント

- ・東京本社 (東京都新宿区)
- ・首都圏営業部、大阪支店、名古屋支店、札幌支店、仙台支店、関東支店、横浜支店、静岡支店、金沢支店、広島支店、福岡支店

株式会社オービーシステム

- ・大阪本社 (大阪市中央区)、東京本社 (東京都品川区)、中部支店

(9) **従業員の状況** (2022年3月31日現在)

区 分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
株 式 会 社 オ ー ビ ッ ク	1,857 名	+3 名	36.2 歳	13.2 年
株式会社オービックオフィスオートメーション	197	+2	39.4	12.8
合 計 また は 平 均	2,054	+5	36.5	13.2

(注) 上記従業員数には、嘱託社員および臨時従業員 (アルバイト等) は含まず、出向者を含んでおります。

(10) **主要な借入先** (2022年3月31日現在)

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- | | |
|------------|--------------|
| ① 発行可能株式総数 | 398,400,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 99,600,000株 |
| ③ 株主数 | 6,445名 |
| ④ 大株主 | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
株 式 会 社 ノ ダ ・ マ ネ ジ メ ン ト	16,909	19.06
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社	14,301	16.12
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行	5,864	6.61
ジ ェ ー ピ ー モ ル ガ ン チ ェ ー ス バ ン ク 3 8 5 6 3 2	3,850	4.34
野 田 順 弘	2,881	3.24
野 田 み づ き	2,781	3.13
エ ス エ ス ビ ー テ ィ ー シ ー ク ラ イ ア ン ト オ ム ニ バ ス ア カ ウ ン ト	2,416	2.72
ス テ ー ト ス ト リ ー ト バ ン ク ア ン ド ト ラ ス ト カ ン パ ニ ー 5 0 5 2 2 3	1,776	2.00
ス テ ー ト ス ト リ ー ト バ ン ク ウ ェ ス ト ク ラ イ ア ン ト ト リ ー テ ィ ー 5 0 5 2 3 4	1,419	1.60
株 式 会 社 ダ ノ ッ ク ス	1,050	1.18

- (注) 1. 当社は、自己株式10,922,048株を保有しておりますが、議決権がないため、上記株主から除いております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
3. 上記信託銀行の所有株式数には、信託業務に係る株式を含んでおります。
また、信託業務に係る株式数には、退職給付信託の信託財産が含まれており、その議決権行使の指図権は、それぞれ委託会社が留保しております。
- | | | |
|--------------------|----------|---------|
| 受託会社 | 委託会社 | 株式数 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 | 三菱電機株式会社 | 2,160千株 |

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（2022年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役会長	野 田 順 弘	(株)オービックオフィスオートメーション 代表取締役会長 (株)オービックビジネスコンサルタント 取締役会長
代表取締役社長	橘 昇 一	(株)オービックオフィスオートメーション 代表取締役社長 (株)オービックビジネスコンサルタント 取締役
常 務 取 締 役	川 西 篤	人事・総務統括本部長 (株)オービックオフィスオートメーション 常務取締役 (株)オービックビジネスコンサルタント 取締役
取 締 役	藤 本 隆 夫	首都圏事業本部長 兼 ソリューション事業副本部長
取 締 役	五 味 康 昌	三菱UFJ証券ホールディングス(株) 名誉顧問 (株)山形銀行 社外取締役（監査等委員）
取 締 役	江 尻 隆	ITN法律事務所 シニアパートナー ディップ(株) 社外監査役 アクセルマーク(株) 社外取締役（監査等委員）
監 査 役	小 屋 町 朗	
監 査 役	田 中 健 夫	松尾綜合法律事務所 パートナー
監 査 役	山 田 重 嗣	瓜生・糸賀法律事務所 公認会計士 アジアインフラストラクチャ(株) 代表取締役 U&Iリーガルサポート(株) 代表取締役社長

- (注) 1. 取締役五味康昌および江尻隆の両氏は社外取締役であります。
 2. 監査役田中健夫および山田重嗣の両氏は社外監査役であります。
 3. 当社は五味康昌、江尻隆、田中健夫および山田重嗣の各氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 4. 監査役山田重嗣氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、当社との間で12同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

(3) 取締役および監査役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額等

(単位：百万円)

区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額				対象となる役員の数 (名)	摘要
		基本報酬	業績連動報酬等	創業者特別功労金	非金銭報酬等		
取締役 (うち社外取締役)	1,078 (32)	589 (32)	129 (-)	360 (-)	- (-)	9 (2)	(注) 1、 2、3、5
監査役 (うち社外監査役)	24 (12)	24 (12)	- (-)	- (-)	- (-)	5 (4)	(注) 4
合計 (うち社外役員)	1,102 (44)	613 (44)	129 (-)	360 (-)	- (-)	14 (6)	(注) 6

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 2021年6月29日開催の第54回定時株主総会において、固定報酬である「基本報酬」については年額8億円以内（うち社外取締役分6千万円以内）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名（うち、社外取締役は2名）です。
3. 2019年6月27日開催の第52回定時株主総会において、業績連動報酬としての「賞与」については当社単体の当事業年度の当期純利益の0.5%、かつ2億円以内（社外取締役は支給しない）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、9名（うち、社外取締役は2名）です。
4. 監査役報酬の報酬限度額は、2000年6月29日開催の第33回定時株主総会において年額3千万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名（うち、社外監査役は2名）です。
5. 上記創業者特別功労金3億6千万円は、当事業年度において創業者特別功労引当金として繰り入れ、2022年6月29日開催の第55回定時株主総会において付議いたしております。
6. 期末日現在の取締役は6名、監査役は3名であります。

② 取締役報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年3月4日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。取締役の個人別の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

1.基本方針

当社の取締役報酬は「基本報酬(月例の固定報酬)」および「賞与(業績連動報酬)」(社外取締役は支給しない)の金銭報酬により構成されております。報酬額については、株主総会で決議された限度額以内において、各役員の業務執行状況に対する職位別報酬をベースに会社業績と勘案したうえで、加算減算方式にて原案を作成いたします。

委員の過半数を社外取締役が占める任意の諮問機関である「指名・報酬諮問委員会」への諮問の結果を踏まえ、取締役会にて決定しております。

2.業績連動報酬等に関する方針

業績連動報酬としての「賞与」については、直接的に関与する業務執行の最終的な利益である当社単体の当事業年度の当期純利益を業績指標として支給し、取締役の業績向上への意欲を高めております。業績連動報酬の割合については、標準的な業績の場合、概ね2～3割程度となります。なお、2019年6月27日開催の第52回定時株主総会において、当社単体の当事業年度の当期純利益の0.5%、かつ2億円以内(社外取締役には支給しない)と決議頂いております。

当事業年度(2022年3月期)における当社単体の当期純利益は40,138百万円でありました。

3.報酬等の支給・付与の時期や条件に関する方針

基本報酬は月例の固定報酬として、業績連動報酬としての賞与については毎年一定の時期に支給しております。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、各取締役の業務執行状況と当事業年度の会社業績を勘案したうえで、報酬の構成および業績連動報酬の妥当性について、委員の過半数を社外取締役が占める任意の諮問機関である「指名・報酬諮問委員会」からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

(4) 社外役員等に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

取締役五味康昌氏は、三菱UFJ証券ホールディングス株式会社の名誉顧問および株式会社山形銀行の社外取締役（監査等委員）を兼任しております。当社と兼務先との間には重要性のある特別な関係はありません。

取締役江尻隆氏は、ITN法律事務所のシニアパートナー、ディップ株式会社の社外監査役およびアクセルマーク株式会社の社外取締役（監査等委員）を兼務しております。当社と兼務先との間には重要性のある特別な関係はありません。

監査役田中健夫氏は、松尾綜合法律事務所のパートナーを兼務しております。当社と兼務先との間には法律顧問契約の取引関係がありますが、軽微であり重要性のある特別な関係はありません。

監査役山田重嗣氏は、瓜生・糸賀法律事務所の公認会計士、アジアインフラストラクチャ株式会社の代表取締役およびU&Iリーガルサポート株式会社の代表取締役社長を兼任しておりますが、当社と兼務先との間には重要性のある特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況、発言状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	五味康昌	当事業年度開催の取締役会7回開催中6回に出席し、必要に応じ、主に豊富な会社経営の経験から議案・審議等につき必要な発言を適宜行なっております。 また、指名・報酬諮問委員会の委員として、委員会3回開催の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
取締役	江尻隆	当事業年度開催の取締役会7回開催の全てに出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行なっております。 また、指名・報酬諮問委員会の委員として、委員会3回開催の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
監査役	田中健夫	監査役就任後の当事業年度開催の取締役会5回の全て、および監査役会7回開催の全てに出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行なっております。
監査役	山田重嗣	監査役就任後の当事業年度開催の取締役会5回の全て、および監査役会7回開催の全てに出席し、必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行なっております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人に対する報酬等

	支 払 額
① 当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の業務についての報酬等の額	33百万円
② 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	48百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、当該事業年度の監査計画に係る監査日数・配員計画等から見積もられた報酬額に関する会計監査人の説明をもとに、前事業年度の実績の評価を踏まえ算定根拠等について確認し、その内容は妥当であると判断したため、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社はEY新日本有限責任監査法人に対して、IFRS対応システムの開発における会計または財務報告上の論点に関する助言、またクラウドサービスに対する保証業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

- ① 会計監査人の選任または解任並びに不再任に関する次の事項については、監査役会の決議によって行なうこととしております。
- イ. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針の策定。
 - ロ. 会計監査人を再任することの適否の決定。
 - ハ. 株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容の決定。
 - ニ. 株主総会に提出する会計監査人の選任に関する議案の内容の決定。
 - ホ. 会計監査人が欠けた場合の一時会計監査人の職務を行うべき者の選任。
- ② 会計監査人を法定の解任事由に基づき解任することに対する監査役の全員の同意は、監査役会における協議を経て行うことができることとしております。この場合においては、監査役会が選定した監査役は、解任後最初の株主総会において、解任の旨およびその理由を報告することとなっております。

6. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制の決議の内容の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

職務の執行が法令、定款および各社内規程に適合することを確保するため、各部門担当取締役は当該職務におけるコンプライアンスの遵守を徹底する体制を構築するとともに、総務部が全社横断的なコンプライアンス体制の整備と問題点の把握に努める。

内部通報制度において、第三者機関による新たな通報窓口を設け、不正行為等の早期発見、是正に努める。

また、内部監査部門は、監査計画と実施内容について定めた内部監査規程にもとづいて定期的に各部門への内部監査を実施し、その内容を代表取締役および監査役会に報告する。

代表取締役は監査報告の内容について特に重要と認めた事項を取締役会において協議し、改善策の実施や再発の防止に努める。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役は、既定の文書管理規程に従い、取締役を最終承認者とする稟議書類や取締役会議事録、株主総会議事録について適切に管理、保存する。

また、取締役および監査役は、常時これらの文書を閲覧できる。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程により、リスクカテゴリー毎の責任部門を定め、各責任部門の担当取締役は当該職務に付随するリスクについて把握、分析し適切な対策を実施する。

総務部は各リスクを全社横断的に統括管理し、新たに生じたリスクについては速やかに責任部門を定め、リスク管理体制を明確化する。現実に重大な損害の発生が予想される場合には、部門担当取締役は直ちに総務部に報告し、総務部はその緊急性に応じて適切な対応をとる。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

取締役は職務権限規程にもとづいて意思決定プロセスの効率化・迅速化を図り、定期的に運用状況を検証する。

また、期毎に、当社本支店・部門ならびにグループ各社において業績目標の設定を行い、その進捗については毎月の経営戦略会議の実施により月次業績を把握、必要に応じて改善策の検討を行い、目標達成の確度を高める。

⑤ **当社グループにおける業務の適正を確保するための体制**

当社グループにおける業務の適正の確保と密接な連携を図るため、関係会社管理規程にもとづき、当該担当部門長はグループ各社から定期的に経営状況やリスク等に関し報告を受けるとともに、社内規則や人事等について指示・要請を効率的に行う体制をとる。

また、内部監査部門は、当社およびグループ各社の内部監査を定期的を実施し、財務面およびコンプライアンス面から内部統制の改善策の指導や支援、助言を行う。

⑥ **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項ならびに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人を置く。なお、当該使用人の人事異動、評価等については監査役会の同意を得た上で決定することとし、取締役からの独立性を確保する。当該使用人は、その要請された業務の遂行に関して、監査役の指示に従い、取締役等の指揮命令を受けない。

⑦ **当社グループの取締役および使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制および報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

当社グループの取締役および使用人は、重大な法令・定款違反や当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について監査役に都度報告するものとし、監査役は、監査役会規則にもとづいて、その他の監査役へ報告する体制をとる。

また、監査役は取締役会および重要な会議に出席し、業務上の重要案件や業績について意見・情報の交換を行うとともに、グループ各社の監査役と必要に応じて意見・情報の交換を行う。

当社グループは、上記の報告を行った取締役および使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

⑧ **その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制**

監査役会は会計監査人、内部監査部門とそれぞれ定期的に意見・情報の交換を行ない、連携して当社および関係会社の監査の実効性を確保する。

当社は、監査役がその職務の執行に際し法令に基づいて費用の支出または弁済を求めたときは、原則、当該費用または債務を負担する。

⑨ 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、市民社会の秩序に脅威を与える団体、個人等の反社会的勢力との関係を一切持たないこと、反社会的勢力からの不当な要求や威嚇に毅然とした態度で臨んでこれに妥協しないことを基本方針とし、すべての取締役および使用人に周知徹底する。

⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制

金融商品取引法およびその他の法令の定めに従い、財務諸表に係る内部統制の構築、評価および報告に関して適切な運営を図り、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

決議した基本方針に則り、コンプライアンス体制ならびにリスク管理体制については、定期的なリスクの見直しを行うとともに、総務部が中心となり全社横断的な統括管理を実施し、事業全般に関するコンプライアンスの徹底と、リスクの未然防止および発生時の迅速な対応の確保を図っております。

職務執行体制については、期毎に、各部門における業績目標の設定を行い、その進捗については毎月の経営戦略会議の実施により月次業績の把握、必要に応じて改善策の検討を行い、目標達成の確度を高めております。

監査体制については、当社および当社グループ全体の内部監査、監査役監査、会計監査人監査の三様監査を実施しております。監査の実施にあたって監査役会は、会計監査人および内部監査部門と定期的に意見・情報の交換を行い、監査効率の向上、監査の実効性の確保を図っております。

これらにより、当社および当社グループ全体の内部統制を強化し、ディスクロージャーの信頼性を確保するとともに、業務の有効性および効率性を高め、継続した企業価値の向上を図っております。

(3) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	136,150	流 動 負 債	21,066
現金及び預金	122,699	買掛金	3,606
受取手形	161	未払法人税等	8,552
売掛金	11,277	前受収益	1,194
契約資産	586	賞与引当金	2,372
商品及び製品	68	役員賞与引当金	129
仕掛品	233	創業者特別功労引当金	360
原材料及び貯蔵品	7	その他	4,851
その他	1,118	固 定 負 債	9,293
貸倒引当金	△1	退職給付に係る負債	5,942
固 定 資 産	187,776	資産除去債務	358
有形固定資産	56,121	繰延税金負債	1,210
建物及び構築物	25,823	その他	1,782
土地	27,636	負 債 合 計	30,359
その他	2,661	純 資 産 の 部	
無形固定資産	154	株 主 資 本	277,131
その他	154	資本金	19,178
投資その他の資産	131,500	資本剰余金	19,530
投資有価証券	118,570	利益剰余金	265,985
繰延税金資産	221	自己株式	△27,562
再評価に係る繰延税金資産	212	その他の包括利益累計額	16,435
長期預金	10,658	その他有価証券評価差額金	16,877
その他	1,840	土地再評価差額金	△481
貸倒引当金	△2	退職給付に係る調整累計額	39
資 産 合 計	323,927	純 資 産 合 計	293,567
		負 債 純 資 産 合 計	323,927

連結損益計算書(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		89,476
売上原価		21,518
売上総利益		67,958
販売費及び一般管理費		13,822
営業利益		54,135
営業外収益		
受取利息	14	
受取配当金	855	
投資有価証券売却益	3	
持分法による投資利益	4,141	
受取賃貸料	1,602	
為替差益	657	
その他の	300	7,575
営業外費用		
投資有価証券評価損	1	
賃貸費	1,533	
その他の	1	1,536
経常利益		60,174
特別利益		
固定資産売却益	2	
関係会社株式売却益	1	4
特別損失		
創業者特別功労引当金繰入額	360	
その他の	24	384
税金等調整前当期純利益		59,793
法人税、住民税及び事業税	15,808	
法人税等調整額	484	16,293
当期純利益		43,500
非支配株主に帰属する当期純利益		-
親会社株主に帰属する当期純利益		43,500

連結株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで) (単位: 百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	19,178	19,530	240,028	△22,140	256,596
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△17,542		△17,542
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			43,500		43,500
自己株式の取得				△5,422	△5,422
土地再評価差額金の取崩					—
株主資本以外の項目の当期変動額 (純 額)					—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	25,957	△5,422	20,534
当 期 末 残 高	19,178	19,530	265,985	△27,562	277,131

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当 期 首 残 高	10,162	△694	△39	9,428	266,025
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△17,542
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益					43,500
自己株式の取得					△5,422
土地再評価差額金の取崩					—
株主資本以外の項目の当期変動額 (純 額)	6,714	213	78	7,006	7,006
当 期 変 動 額 合 計	6,714	213	78	7,006	27,541
当 期 末 残 高	16,877	△481	39	16,435	293,567

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月17日

株式会社 オービック
取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 中 井 清 二
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 池 田 洋 平
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社オービックの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オービック及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第55期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月17日

株式会社 オービック 監査役会

常勤監査役 小屋町 朗 ⑩

監査役 田中 健夫 ⑩

監査役 山田 重嗣 ⑩

(注) 監査役田中健夫及び監査役山田重嗣は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

計算書類

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	121,584	流 動 負 債	17,955
現金及び預金	109,577	買掛金	1,232
受取手形	113	未払法人税等	8,222
売掛金	10,033	前受収益	1,138
契約資産	586	賞与引当金	2,180
仕掛品	233	役員賞与引当金	129
原材料及び貯蔵品	7	創業者特別功労引当金	360
その他	1,034	その他の	4,692
貸倒引当金	△1	固 定 負 債	8,882
固 定 資 産	144,493	退職給付引当金	5,515
有形固定資産	56,154	資産除去債務	348
建物	25,640	繰延税金負債	1,236
土地	27,636	その他の	1,782
その他	2,876	負 債 合 計	26,837
無形固定資産	148	純 資 産 の 部	
その他	148	株 主 資 本	228,263
投資その他の資産	88,190	資本金	19,178
投資有価証券	67,048	資本剰余金	19,530
関係会社株式	8,452	資本準備金	19,413
再評価に係る繰延税金資産	212	その他資本剰余金	116
長期預金	10,658	利 益 剰 余 金	217,117
その他	1,820	利益準備金	461
貸倒引当金	△0	その他利益剰余金	216,655
資 産 合 計	266,077	別途積立金	177,000
		繰越利益剰余金	39,655
		自 己 株 式	△27,562
		評価・換算差額等	10,976
		その他有価証券評価差額金	11,457
		土地再評価差額金	△481
		純 資 産 合 計	239,240
		負 債 純 資 産 合 計	266,077

損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
売 上 高		82,616
売 上 原 価		18,410
売 上 総 利 益		64,206
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		11,818
営 業 利 益		52,387
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	2,669	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	3	
受 取 賃 貸 料	1,628	
為 替 差 益	657	
そ の 他	301	5,260
営 業 外 費 用		
賃 貸 費 用	1,548	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	1	
そ の 他	0	1,550
経 常 利 益		56,097
特 別 利 益		
関 係 会 社 株 式 売 却 益	182	
そ の 他	0	182
特 別 損 失		
創 業 者 特 別 功 労 引 当 金 繰 入 額	360	
そ の 他	20	380
税 引 前 当 期 純 利 益		55,900
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	15,271	
法 人 税 等 調 整 額	489	15,761
当 期 純 利 益		40,138

株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金 別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	19,178	19,413	116	461	158,500	35,559	△22,140	211,090	
当期変動額									
剰余金の配当						△17,542		△17,542	
別途積立金の積立					18,500	△18,500		-	
当期純利益						40,138		40,138	
自己株式の取得							△5,422	△5,422	
土地再評価差額金の取崩								-	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								-	
当期変動額合計	-	-	-	-	18,500	4,096	△5,422	17,173	
当期末残高	19,178	19,413	116	461	177,000	39,655	△27,562	228,263	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	5,180	△694	4,485	215,575
当期変動額				
剰余金の配当				△17,542
別途積立金の積立				-
当期純利益				40,138
自己株式の取得				△5,422
土地再評価差額金の取崩				-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	6,277	213	6,490	6,490
当期変動額合計	6,277	213	6,490	23,664
当期末残高	11,457	△481	10,976	239,240

監査報告

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月17日

株式会社 オービック
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中井清二
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 池田洋平
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社オービックの2021年4月1日から2022年3月31日までの第55期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第55期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月17日

株式会社 オービック 監査役会

常勤監査役 小屋町 朗 ㊟

監査役 田中 健夫 ㊟

監査役 山田 重嗣 ㊟

(注) 監査役田中健夫及び監査役山田重嗣は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元について、経営の重要課題のひとつとして認識しております。強固な経営基盤の確保と株主資本利益率の向上に努めるとともに、財務内容の一層の充実を図る一方で、再投資することにより株主の皆様のご期待にお応えできるものと考えております。

当期の剰余金の処分につきましては、当期の業績および今後の事業展開を勘案して、以下のとおり期末配当金およびその他の剰余金の処分をさせていただきたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金122円50銭といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は10,863,049,120円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年6月30日といたしたいと存じます。

2. その他の剰余金の処分に関する事項

- (1) 減少する剰余金の項目とその金額
繰越利益剰余金 21,000,000,000円
- (2) 増加する剰余金の項目とその金額
別途積立金 21,000,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第16条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>第3章 株主総会</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>第3章 株主総会</p> <p><削除></p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;"><新設></p> <p style="text-align: center;"><新設></p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p><u>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2 <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p> <p>附則</p> <p><u>第1条 変更前定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更後定款第16条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>第2条 前条の規定にかかわらず、2022年9月1日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</u></p> <p><u>第3条 本附則は、2022年9月1日から6ヶ月を経過した日または前条の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役6名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役6名全員が任期満了となります。
つきましては、取締役6名の再任をお願いするものであります。
取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1 再任	<small>の だ まさ ひろ</small> 野田 順弘 (1938年8月24日)	1968年4月 当社設立 代表取締役社長 2003年4月 当社代表取締役会長 2006年2月 当社代表取締役会長兼社長 2013年4月 当社代表取締役会長（現任） [重要な兼職の状況] 株式会社オービックオフィスオートメーション 代表取締役会長 株式会社オービックビジネスコンサルタント 取締役会長	2,881,000株
[取締役候補者とした理由] 野田順弘氏は、1968年に当社を創業して以来、一貫して当社の経営を担っており、会社経営に関する豊富な経験と実績を有しております。 これらの豊富な経験と実績を、当社の経営と取締役会の意思決定機能および監督機能の強化に活かすとともに、当社のさらなる成長のため、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものです。			

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
<p style="text-align: center;">2</p> <p style="text-align: center;">再任</p>	<p style="text-align: center;"> <small>たちばな</small> <small>しょういち</small> 橘 昇一 (1961年4月26日) </p>	1985年4月 当社入社 2000年4月 当社大阪本社ビジネスソリューション営業1部長 2003年2月 当社東京本社ビジネスソリューション営業部長 2003年8月 当社横浜支店長 2004年6月 当社取締役 2005年4月 当社常務取締役 当社東京本社ソリューション統括副本部長 2006年4月 当社東京本社ソリューション営業統括兼推進統括部長 2007年4月 当社専務取締役 2008年4月 当社取締役副社長 2013年4月 当社代表取締役社長（現任） [重要な兼職の状況] 株式会社オービックオフィスオートメーション 代表取締役社長 株式会社オービックビジネスコンサルタント 取締役	<p style="text-align: center;">30,000株</p>
	<p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>橘昇一氏は、営業部門、マーケティング部門、開発部門などの責任者を歴任しており、当社のソリューションビジネス全般における豊富な知識と経験を有しております。また、2013年4月より、当社代表取締役社長に就任し、経営に関する知見と力強い業務執行能力を発揮し、当社の業績を伸長してきました。</p> <p>これらの豊富な経験と実績を、当社の経営と取締役会の意思決定機能および監督機能の強化に活かすとともに、当社のさらなる成長のため、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものです。</p>		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
<p style="text-align: center; font-size: 2em; font-weight: bold;">3</p> <p style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px; text-align: center; font-weight: bold;">再任</p>	<p>かわにし あつし 川西 篤 (1958年11月29日)</p>	<p>1982年 4月 当社入社 2000年 4月 当社東京本社総務部長 2002年 4月 当社総務統括部長 2003年 6月 当社取締役 当社総務統括本部長 2005年 4月 当社常務取締役（現任） 2008年 4月 当社人事・総務統括本部長（現任） [重要な兼職の状況] 株式会社オービックオフィスオートメーション 常務取締役 株式会社オービックビジネスコンサルタント 取締役</p>	34,400株
	<p>[取締役候補者とした理由] 川西篤氏は、長年にわたり人事・総務部門の業務に携わっており、管理業務に関する豊富な知識と経験を有しております。 これらの豊富な知識と経験を、当社の経営と取締役会の意思決定機能および監督機能の強化に活かすため、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものです。</p>		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
<p style="text-align: center; font-size: 2em; font-weight: bold;">4</p> <p style="text-align: center; background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px;">再任</p>	<small>ふじもと たかお</small> 藤本 隆夫 (1971年4月7日)	1994年4月 当社入社 2009年4月 当社東京本社産業ソリューション統括4部ソリューション営業部長 2014年4月 当社東京本社産業ソリューション統括1部営業統括長 2017年4月 当社東京本社第2ソリューション事業部長兼東京本社第3ソリューション事業部長 2017年6月 当社取締役（現任） 2018年4月 当社東京本社ソリューション事業本部長兼東京本社第4ソリューション事業部長 2019年4月 当社ソリューション事業本部長 2020年4月 当社首都圏事業部長兼ソリューション事業副本部長 2021年4月 当社首都圏事業本部長兼ソリューション事業副本部長 2022年4月 当社関西事業本部長（現任）	1,700株
	<p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>藤本隆夫氏は、長年にわたり営業部門の業務に携わっており、金融関係をはじめ様々な業種の顧客に対する提案活動を通じ、当社のソリューションビジネスに関する豊富な知識と経験を有しております。</p> <p>これらの豊富な知識と経験を、当社の経営と取締役会の意思決定機能および監督機能の強化に活かすため、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものです。</p>		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数		
<p style="text-align: center; font-size: 24pt; font-weight: bold;">5</p> <p style="text-align: center; background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px;">再任</p>	<p style="font-size: 18pt; font-weight: bold;">五味 康昌</p> <p style="font-size: 12pt;">(1943年2月8日)</p>	<p>1966年4月 株式会社三菱銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）入行</p> <p>1993年6月 同行取締役 米州本部米州企画部長（特命担当：バンクオブカリフォルニア会長兼頭取）</p> <p>1997年5月 同行常務取締役 業務企画部長</p> <p>2002年6月 同行専務取締役 法人営業部門長</p> <p>2003年5月 同行副頭取 法人営業部門長</p> <p>2004年6月 同行副頭取退任</p> <p>2004年6月 三菱証券株式会社（現 三菱UFJ証券ホールディングス株式会社）取締役会長</p> <p>2009年5月 三菱UFJ証券株式会社（現 三菱UFJ証券ホールディングス株式会社）相談役</p> <p>2009年6月 株式会社山形銀行 社外監査役</p> <p>2013年2月 三菱UFJ証券ホールディングス株式会社特別顧問</p> <p>2015年6月 当社社外取締役（現任）</p> <p>2016年6月 株式会社山形銀行 社外取締役（監査等委員）（現任）</p> <p>2019年4月 三菱UFJ証券ホールディングス株式会社名誉顧問（現任）</p>	0株		
		<p>[社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要]</p> <p>五味康昌氏は、長年にわたり銀行および証券会社の業務や経営に携わり、経営に対する豊富な知識と実績を有しておられます。</p> <p>これらの豊富な知識と実績を活かし、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な視点から、経営の監督とチェック機能を果たしていただけるものと期待し、引き続き社外取締役候補者として選任をお願いするものです。</p> <p>また、選任後も引き続き指名・報酬諮問委員会の委員を委嘱する予定です。</p> <p>なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって7年となります。</p>			

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
6 再任	えじり たかし 江尻 隆 (1942年5月16日)	1969年4月 弁護士登録（現在 第二東京弁護士会所属） 1977年11月 梶田江尻法律事務所（現 弁護士法人西村あさひ法律事務所）パートナー 1986年9月 日本弁護士連合会国際交流委員会副委員長 1998年11月 株式会社有線ブロードバンドネットワークス（現 株式会社USEN）監査役 2003年6月 株式会社あおぞら銀行 監査役 2004年6月 安藤建設株式会社（現 株式会社安藤・間） 監査役 2006年6月 カゴメ株式会社 監査役 2010年5月 三菱UFJ証券ホールディングス株式会社 監査役 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社監査役 ディップ株式会社 社外監査役 2012年8月 弁護士法人西村あさひ法律事務所 社員 2017年3月 株式会社ALBERT 社外取締役 2017年6月 当社社外取締役（現任） 2017年8月 ITN法律事務所シニアパートナー（現任） 2019年12月 アクセルマーク株式会社 社外取締役（監査等委員）（現任）	0株
	<p>[社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要]</p> <p>江尻隆氏は、長年にわたり弁護士として企業法務の実務に携わり、法律専門家としての豊富な知識と実績を有しておられます。</p> <p>これらの豊富な知識と実績を活かし、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な視点から、経営の監督とチェック機能を果たしていただけるものと期待し、引き続き社外取締役候補者として選任をお願いするものです。</p> <p>また、同氏は上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。選任後も引き続き指名・報酬諮問委員会の委員を委嘱する予定です。</p> <p>なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。</p>		

- (注) 1. 各候補者と当社との間に、特別な利害関係はありません。
2. 五味康昌氏および江尻隆氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は五味康昌氏および江尻隆氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 当社は、五味康昌氏および江尻隆氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としており、両氏の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。

●取締役候補者および監査役の専門性・経験（スキル・マトリックス）

		企業経営	イノベーション 破壊と創造	事業・業界経験	会計・財務	法務	ESG (環境/社会/ガバナンス)
取締役	野田 順弘	●	●	●	●		
	橘 昇一	●	●	●	●		●
	川西 篤		●	●			●
	藤本 隆夫		●	●			
社外	五味 康昌	●			●		●
社外	江尻 隆					●	●
監査役	小屋町 朗		●	●			
	社外 田中 健夫					●	●
	社外 山田 重嗣				●		●

今般、当社の取締役（社外取締役を除きます、以下「対象取締役」といいます。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めがある当社普通株式（以下「譲渡制限付株式」といいます。）を割り当てる報酬制度（以下「本制度」といいます。）を下記のとおり導入することといたしたく存じます。

2021年6月29日開催の第54回定時株主総会において、固定報酬である「基本報酬」については年額8億円以内（うち社外取締役分6千万円以内）、2019年6月27日開催の第52回定時株主総会において、業績連動報酬としての「賞与」については当社単体の当事業年度の当期純利益の0.5%、かつ2億円以内（社外取締役は支給しない）とご承認いただいております。本株主総会では、本制度を新たに導入し、従来の取締役の報酬額とは別枠で対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬として支給する金銭報酬債権の総額を年額5億円以内と設定することにつき、皆様のご承認をお願いいたしますと存じます。

また、現在の取締役は6名（うち社外取締役2名）ですが、第3号議案が原案どおりご承認いただいた場合は6名（うち社外取締役2名）となります。

1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

本制度は、対象取締役に対して、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受けます。

なお、譲渡制限付株式の1株当たりの払込金額は、当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とはならない範囲で当社取締役会において決定します。また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記3. に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給します。

2. 譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の3万株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の上限とします。但し、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができるものとします。

3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとします。

(1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、割当てを受けた日から当該対象取締役が当社及び当社関連会社の取締役、執行役員、従業員のいずれの地位からも退任又は退職するまでの日までの期間（以下「本譲渡制限期間」といいます。）、譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈、その他一切の処分行為をすることができないものとします。

(2) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、当社の取締役会が定める期間（以下「本役務提供期間」といいます。）、継続して、上記（1）に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除します。但し、対象取締役が、当社の取締役会が正当と認める理由により、本役務提供期間において上記（1）の地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとします。なお、譲渡制限を解除すべき時点において、譲渡制限付き株式の割当てを受けることになる日の属する事業年度終了後3ヶ月を超えていない場合には、当該事業年度の終了から3か月経過後に譲渡制限を解除するものとします。

(3) 譲渡制限付株式の無償取得

本割当株式のうち上記（1）の本譲渡制限期間が満了した時点において上記（2）の譲渡制限の解除事由の定めに基づき、譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得します。

(4) 組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、本役務提供期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除します。上記に規定する場合には、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点

において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得します。また、譲渡制限を解除すべき時点において、譲渡制限付き株式の割当てを受けることになる日の属する事業年度終了後3ヶ月を超えていない場合には、当該組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、当社は、対象取締役が保有する本割当株式の全部を、当然に無償で取得します。

(5)その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社取締役会において定めるものとします。

4. 譲渡制限付株式を付与することが相当である理由

当社は2021年3月4日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は事業報告17頁に記載のとおりであります。本議案をご承認いただいた場合には、ご承認いただいた内容と整合するよう、17頁に記載の「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」を改定し、株式報酬の内容、算定方法、支給時期等について規定することを予定しております。また、本譲渡制限付株式の価値を割当てに係る取締役会決議日時点の時価で評価した金額は総会で承認された年額の上限の範囲内とすること、本譲渡制限付株式の発行済株式総数に占める割合は0.03%（10年間に亘り、本譲渡制限付株式を上限となる株数発行した場合における発行済株式総数に占める割合は0.3%）とその希釈化率は軽微であることから、本譲渡制限付株式の付与は相当なものであると判断しております。

第5号議案

創業者特別功労金贈呈の件

当社共同創業者の野田みづき氏は、2021年6月29日開催の第54回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により当社取締役を退任されました。

野田みづき氏は1968年4月に現・代表取締役会長 野田順弘氏と夫婦二人で当社を創業し、取締役として53年の長きにわたり当社の発展に尽力され、設立当初より管理部門をすべて統括し、オイルショックや不動産バブル崩壊、リーマンショックなどの幾多の経済危機をすべて安全に乗り越えることができた当社の強固な財務基盤を構築しました。

創業時の資本金200万円を全て自ら出資し、独立系で何の後ろ盾もない中で少ない資金をやりくりしながら、1998年12月には株式公開を成し遂げました。株式公開を実現したのちも資金を安全に管理し、ITバブル崩壊後も無借金経営で当社の成長を支えました。財務基盤を守り、育て上げた結果、コロナ禍の状況においても当社の自己資本比率は約9割です。上場後の企業価値を25倍以上（公開当初の時価総額は約700億円。2022年3月末日時点では約1.8兆円）に高めるなど、野田みづき氏は管理部門の立場から当社および当社グループの事業成長および健全な財務体質の強化に寄与し、企業価値・株主価値の向上に多大な貢献を果たしております。また、黎明期より女性の活躍を熱望され、男女雇用機会均等法施行以前より女性従業員が働きやすい環境づくりを推進されました。

創業以来およそ半世紀以上にわたり、常に当社および当社グループのことを第一に考えて要として経営の一翼を担ってきた野田みづき氏の功績や在任中の労に報いるため、創業者特別功労金として3億6千万円を贈呈いたしたいと存じます。

なお、本議案の内容は、当社の取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬諮問委員会（委員の過半数が社外取締役）の審議を経たうえで、上記の理由により相当であると判断して、取締役会にて承認されたものであります。また、贈呈の時期、方法等につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

創業者特別功労金の対象となる野田みづき氏の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
野田 みづき	1968年4月 当社設立、取締役
	1970年4月 当社常務取締役
	1995年6月 当社取締役副社長
	1998年6月 当社代表取締役副社長
	2003年4月 当社取締役副会長
	2009年6月 当社取締役相談役
	2021年6月 当社取締役退任

以上

トピックス

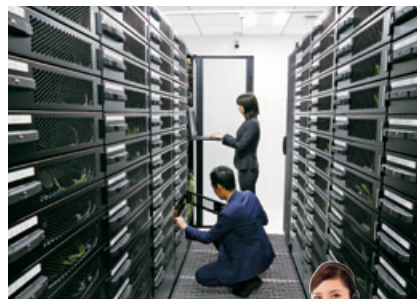
TOPICS 1 OBIC7クラウド 引き続き好調 25年全クラウド化に向けてクラウド率伸長

2022年3月期の連結営業利益は、前期比1割増の541億円になり、28期連続で最高益を更新いたしました。ネット経由でシステムを利用するOBIC7クラウドの採用が好調で、顧客数の増加に伴ってクラウドの利用料や保守サービスが伸長したことが業績に大きく貢献しております。

当社は25年に「OBIC7」のクラウド全面移行を目指しており、22年3月期は新規に受注した顧客の9割以上がクラウドを選択いたしました。OBIC7クラウドはシリーズの豊富なソリューションすべてを高いセキュリティ水準のクラウド環境でご利用できるサービスで、お客様のビジネス環境の変化にもオービック1社で柔軟に対応できる点を高くご評価いただいております。

また、昨今話題に挙がることも多い、サイバー攻撃への対策としてセキュリティ脆弱性診断のサービスも開始いたしました。

今後も継続してクラウドサービスの拡充に努めてまいります。



クラウドセンター



TOPICS 2 オービッククラウドアカデミー お客様来場社数の記録を大幅に更新

お客様の主体的なシステム運用を支援するために研修センター「オービッククラウドアカデミー」の拡充を進めております。2021年6月に名古屋拠点内に国内3カ所目のアカデミーを開設したこともあり、来場社数は前年比倍増の17,000社に拡大。コロナ禍で顧客への個別訪問が制限される中、万全の感染防止対策のもと、一度に多くの顧客に対応できる研修センターが営業力強化の一翼を担いました。

アカデミーでは本番同様のERP環境で、基本操作やさまざまな機能を実践的に学べます。お客様の専用クラウド環境に接続するため、お客様自身の仕様の確認をすることができます。お客様先に訪問して操作説明を実施するよりも、システムの早期稼働が可能になります。

今期も施設のさらなる活用を検討してまいります。



TOPICS
3 「クラウド化でCO₂削減」
脱炭素の取り組みも推進

2022年3月期はクラウドビジネスの伸長と共に、カーボンニュートラル（温室効果ガス排出量実質ゼロ）実現に向けた取り組みを進める1年ともなりました。

21年12月に気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）への賛同を表明し、事業者自らの温室効果ガス排出量（スコープ1、2）を30年に17年度比50%削減、50年に100%削減を目指す方針を打ち出しました。

IT業界における脱炭素の取り組みの一つとして、クラウド化の流れがあり、従来のオンプレミス（自社保有）と比べてエネルギー効率が高い特長があります。環境への配慮を選定の判断材料とするお客様も増える中、迅速なサービス提供ができ、かつ環境面の貢献ができるクラウドサービスは、いまやシステム構築における主流となっています。

こうした取り組みを評価いただき、第3回日経SDGs調査において、星3.5の評価を受けました。

今後も人材の増大に依存しない「知識集約型ビジネス」を通じて、クラウド化を力強く推進してまいります。



株主メモ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
期末配当金受領株主 確定日	毎年3月31日
中間配当金受領株主 確定日	毎年9月30日
定時株主総会	毎年6月
株主名簿管理人 特別口座の口座管理機関	三菱UFJ信託銀行株式会社
同連絡先	東京都府中市日鋼町1-1 TEL 0120-232-711（フリーダイヤル） 郵送先 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
上場証券取引所	東京証券取引所
公告方法	電子公告により行う 公告掲載 URL www.obic.co.jp

会場

当社東京本社 地下1階大ホール

東京都中央区京橋二丁目4番15号 オービックビル

電話：03（3245）6500（大代表）



交通

- JR／「東京駅」 八重洲南口より 徒歩8分
- JR／京葉線「東京駅」 1番出口より 徒歩4分
- 地下鉄／銀座線「京橋駅」 5番出口より 徒歩1分
- 地下鉄／有楽町線「銀座一丁目駅」 7番出口より 徒歩7分
- 地下鉄／浅草線「宝町駅」 A5番出口より 徒歩3分

お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願いいたします。